附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第三条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第十八条第二項第四号中「次条第三項第三号」を「次条第三項第四号」に、「令第六条第十五号事務」を「令第六条第十七号事務」に改める。

第十九条第三項第四号中「令第六条第十五号事務」を「令第六条第十七号事務」に改める。

（調整規定）

第四条　この省令及び日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十一号）により改正される日本環境安全事業株式会社法施行規則第八条の規定は、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。